

静岡県告示第228号

新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（平成22年静岡県告示第782号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</b></p> <p>補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還</p> <p>(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。</p>	<p><b>第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</b></p> <p>補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還</p> <p>(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（<u>消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。</u>）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第9号中

「4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円」

を

「4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円

(注) 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）を添付すること。」

に改める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。